

中間到達度確認試験

2023年6月3日

松岡 久和

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕、〔設問2〕及び〔設問3〕に答えなさい（各設問の配点（暫定・微修正あり）は、50：20：20で、印象点10点分を留保している）。

I 京都の事務所に勤務するまだ経験の浅い弁護士であるあなた（A）のところに、2023年6月2日にBが法律相談に来て、次のような事情を述べた。

〔Bの相談の際の言い分〕

- 01 ワシは個人で金を貸す仕事をしてる。去年（2022年）の12月1日、食品の卸売をしているC社に、300万円の運転資金を貸した。返済期は6か月後の今年2023年6月1日、利率年20%や。元利一括返済でええとしたから、昨日には、Cに330万円を払ってもらえるはずやった。
- 02 そら当然に担保は取ったがな。Cの代表者Dには連帯保証人になってもらたし、Cの会社の倉庫にある食料品全部（以下αという）をワシが譲り受けることにした。そやな、在庫品はまあ500万円くらいの値打ちはあるとみたんで、300万円までは貸せると思たんや。契約書には、「Cは、Bに対する借入金債務の担保として、会社の倉庫中にある食料品全部の所有権をすべてBに譲渡し、これらを占有改定の方法により直ちにBに引き渡した。今後Cが仕入れる食料品も、Bに譲渡したものとする。ただし、Bから取引終了の通知があるまでは、Cは、Bの同意を得ることなく、在庫商品を販売し、その代金を収受することができる。」と定めたんや。食料品やし売れる時に売らせんと価値が下がるからな。売れたらまた仕入れたらええということや。また、「Cについて、強制執行・滞納処分・担保権の実行、あるいは、破産・民事再生・会社更生の申立てがなされたときには、Cは期限の利益を失う。」という条項も加えといた。
- 03 Cは、4月28日に2度目の手形の不渡を出して銀行取引の停止処分を受けよった。ワシがそれを知ったのは30日の日曜日やった。それですぐにD宅に電話して、330万円を明日返せと告げた。Dは、「迷惑をおかけして申し訳ありませんが、払えるお金がありませんねん」とネムいこと言いよった。そんで、5月1日の朝早ようにCの倉庫に見に行ってみると、食料品がほとんど無うなっただんや。Cの社員を捕まえて話を聞くと、Cに売掛代金債権を500万円ほど持っているというEが28日の夕方に血相を変えてやってきて、「金が払えんようなら商品を渡せ」とDに迫ったんで、Eがおよそ500万円分の食料品を倉庫から持ち出すのをDが黙って見ていた、ちゅうこっちゃった。
- 04 ワシは、一昨日（5月31日）にEに、「あんさんが持ち出した食料品はワシの物なので返してほしい」と頼んだ。Eは「アホぬかせ。お前にそんな権利があるんか。えげつない商売してるんちゃうんか。いずれにしても俺は、お前にそんな権利があるって知らなかったぞ。うちも物価高で食料品の仕入れに困るとるんや。Cが金が払えんから在庫品を少し安く売ってもろて、貸した金と相殺したんやけど、そののどこが悪いんや」というて返してくれへんかった。センス、何とかならんやろか。

民法総合演習2023 (HA・HB共通)

[設問1] あなた(A)は、Bの話聞いて、Bの次の質問に肯定的なアドバイスをしてあげたい。そこで、DやEからの反論も想定しつつ、Bの請求を肯定するには、どういう理由を用意することができるか説明しなさい。なお、本問では、次のII・IIIの事実を考慮してはいけない。

- (1) Bは、Dに330万円の支払を求めることができるか。
- (2) Bは、Eに α の引渡しを求めることができるか。

II Iの事実が続いて次の事実が生じた。

[事実]

- 05 Bは、Aの自信ありげな説明に気を良くして、訴訟も辞さないことにして、D・Eとの紛争の円満解決をAに依頼する旨の契約を結び、着手金として10万円をAに支払った。
- 06 ところが、Aは、D・Eと交渉してみると、D・Eの弁護士に予想以上の鋭い反論をされて、勝てるかどうか自信を失った。のみならず、Aの所属する事務所の代表弁護士Fが、Eと顧問契約を結んでいたことがわかった(詳細は略すが共同事務所の弁護士間での利益相反を疑わせる場合には職務を行えない旨を定める弁護士職務基本規程57条違反の疑いがある)。そこで、Bは激怒して、AやFらの所属する京都弁護士会にAやFの懲戒を申し立てるとともに、(1)Aとの事実05の契約の破棄を主張してAに着手金の全額返還を請求し、さらに、(2)AおよびFを相手に損害賠償の請求を行うことにした。

[設問2] Bの請求(1)(2)の当否を検討しなさい(損害額については検討しなくてよい)。なお、本問では、次のIIIの事実を考慮してはいけない。

III 事実06が続いて次の事実が生じた。

[事実]

- 07 Dは、320万円を支払うことで残額を免除してもらう旨のBとの和解契約を結んだ。Dはその弁済資金を得るため、自宅の建物甲を時価額の1000万円程度で売却することにしたが、甲の敷地はEが所有していた。Bが甲を買い受けて320万円と相殺してもよいと言っている。
- 08 Eに対する地代10万円分の支払も滞っていたDは、Eに預けていた敷金30万円を未払の地代に充ててEから20万円を返してほしい。

[設問3] Dの希望を叶えることは可能か検討しなさい。